

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十年十二月二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十二月二十八日

埼玉県越谷県土整備事務所長 木 崎 秀 夫

| | |
|--|----------------|
| <p>野田岩槻線</p> | <p>路線名</p> |
| <p>春日部市大枝字屋敷前七七番一地从先から 同市大畑字前二〇九番五地先まで</p> | <p>供用開始の区間</p> |
| <p>平成三十年十二月二十八日</p> | <p>供用開始の期日</p> |
| <p>平成二十二年七月六日 付け埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十号 で告示した道路予定区域の一部の供用開始である。</p> | <p>備考</p> |